

議案第 36 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法等が一部改正され、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の軽減措置が新設されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 未就学児に係る保険料の被保険者均等割額の軽減（第 19 条の 2 の 2 関係）
未就学児に係る保険料の被保険者均等割額は、当該年度分の被保険者均等割額（世帯所得による減額賦課の対象となる場合にあつては、減額後の額）に 10 分の 5 を乗じて得た額を控除した額とすることとする。
- 2 その他
1 による保険料の軽減措置の新設等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用